

婦人関係資料シリーズ

一般資料 第52号



婦人の地位の推移

(婦人の現状—総説—)



労働省婦人少年局

は し が き

戦後における婦人の地位の推移と、最近における婦人の動静を総括的に紹介するために、家庭、職場、社会の各方面にわたる婦人のあゆみを取りまとめました。これは、近く刊行する予定の「婦人の現状」(総説・各論)の一部ですが、第14回婦人週間にあたつて、とりあえず「総説」の部分を発表して、婦人問題に関心をもたれる方々の御参考に供するものです。

なお、不備な点につきましては、今後さらに補筆することといたします。

昭和37年3月

労働省婦人少年局

婦人の地位の推移

(婦人の現状-総説-) 目次

1. 法制上の地位	3
(1) 政治関係	3
(2) 経済・社会関係	3
イ 教育関係	3
ロ 労働法関係	4
ハ 職業法関係	7
ニ 社会保険制度関係	8
ホ その他	12
(3) 家庭生活関係	13
イ 民法関係	13
ロ 税法関係	17
2. 戦後の婦人のあゆみ	18
(1) 概 要	18
(2) 政治への参加	22
(3) 高等教育の普及	23
(4) 専門的・管理的職業への進出	25
(5) 農村婦人の生活	26
(6) 婦人労働者の就業状況	29
(7) 市民活動の発展	34
イ 婦人の組織状況	34
ロ 婦人団体の活動	35
ハ その他の組織的活動	37
(8) 家庭生活の動向	38
イ 小家庭の増加と家族関係の変化	38
ロ 消費生活の向上と主婦の余暇時間	40
(9) その他	43

婦人の地位の推移（婦人の現状—総説—）

最近、我が国の婦人の生活は、戦前にくらべると、かなりの変化がみられるようになってきている。終戦を契機に、我が国が民主主義国家として発足し、新憲法にもとずき、法制上男女平等の取扱いが確立され、婦人の地位はいちじるしく向上した。また、我が国の政治、経済、社会、家庭は、戦前の慣習などを残しながらも、構造的に変わりつつある傾向がみられ、このような変動にともなつて、婦人の生活も変わってきているのである。

ここでは、まず、婦人の法制上の地位の向上を概観し、つづいて、戦後の婦人のあゆみについて述べることにする。

1 法制上の地位

戦前には、法制上性による差別が当然なこととされており、婦人参政権は認められず、民法、教育法においても多かれ少なかれ性による差別がなされていた。終戦を機としてこのような法制上の男女差が原則として廃止されたことは、全く画期的なことである。すなわち、昭和21年11月3日に公布された日本国憲法は民主主義を基調とし、国民の基本的人権を保障しているが、とくに、婦人の地位に関して、第14条の「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定した。この精神にもとずき、選挙法、民法、教育法、労働法などの前法律は男女平等のたてまえをとり、従来の差別的なとりあつかいが是正されたのである。

以下、戦後、婦人の法制上の地位がどのように変わってきたかについて把握するために、政治・経済・社会・家庭生活にわたつて、婦人に関係のある条文をもうけている法律を中心に述べることにする。これらの法律の中で婦人に関係のある規定は、大まかにいつて、既に述べた男女平等の取扱いを規定したものと、労働基準法や社会保障関係の法律に例をみるように、女子に対して特別保護の規定をもうけたものがある。

(1) 政治関係

憲法の公布にさきだつて、戦後最初の総選挙（21年4月10日）に、婦人からはじめて参政权を行使した。この経過についてみると、昭和20年10月11日、連合軍司令部からマツカーサー指令として、労働組合の助長、学校教育の民主化などとともに、選挙権賦与による日本婦人の解放が指示された。これにより、幣原内閣も婦人参政権実施の方針をとり、昭和20年12月17日に衆議院関係の選挙法が改正され、男子と同じように、20才以上の婦人は選挙権を得、25才以上の婦人は被選挙権を得ることになった。その後、参議院議員ならびに地方公共団体の議員及び長の選挙権、被選挙権についても、それぞれ法律が改正され、衆議院と同じように男女平等に選挙権、被選挙権が与えられた。これらの法律は、昭和25年5月に公職選挙法に統合された。

なお戦前には、婦人が政治結社に加入することは禁じられていたが、言うまでもなく戦後はこのような制限は撤廃された。

(2) 経済・社会関係

イ 教育法関係

戦後、わが国の教育全般について検討が加えられ、民主主義の原則による教育制度に改革された。22年5月に制定された教育基本法は、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献するためには、根本において教育の力にまつことをうたっている。この法律においてとくに、女子に関係のある規定としては、男女共学を認め、教育の機会均等を宣言している。これにより、女子も能力があれば男子と同じように高等教育をうけられるようになり、戦前における中等以上の教育における男女別学は廃止された。また、教育基本法によつて義務教育年限が従来の6年から9年に延長された。これによつて、国民全般の教育水準の向上が期待されたことは勿論であるが、とくに、男子に比して義務教育終了にとどまることの多い女子にあつては、その年限の延長は大きな意味をもつと言えよう。

参考までに、戦前の教育制度についてみると、義務教育は別として、中等学校以上の学校教育は性による差別が行なわれており、男子は中学校、あるいは実業学校に進学するが、女子は高等女学校又は実科女学校に進学することになっていた。中学校と高等女学校では、教科内容もことなっており、とくに女子には「母性の存養、婦徳の涵養に力める」ための教育が行なわれていた。大学教育についてみると、きわめて少数の大学をのぞいては女子の入学を許さず、とくに帝国大学の入学資格は、原則として高等学校卒業者とされ、高等学校の入学資格は中学校卒業者とされていたために、聴講生制度をのぞき、帝国大学へ女子が正規に入学する道はほとんど閉ざされていたといえる。女子の高等教育の機関としては、高等女学校卒業者が進学できる女子専門学校があつたが、男子と同じ程度の女子大学は存在しなかつた。

教育基本法にもとづいて制定された学校教育法により、小学6年、中学6年の義務教育、6年の高等学校、4年の大学という新たな学制が設けられたが、高校、大学への入学資格は男女平等のとりあつかいがなされていることは言うまでもないことである。

また、同じく、教育基本法にもとづいて制定された社会教育法により、社会教育の発展が図られた。この法律には、とくに、女子に關する規定はないが、事実上、その対象としては女子が大きな比重をしめることが前提となつている。

□ 労働法関係

戦後の民主化政策の重点の一つとして、労働者に関する法制はいちじるしく改革された。

戦前には、労働者の団結権などは法的にみとめられていなかったが、戦後、憲法は労働者の団結権、団体交渉権などを保障し(28条)、これをうけて、労働組合法、労働関係調整

法などが制定された。また、労働条件についての基準を法律で定めることも規定しており(27条)これにもとづいて、労働基準法が制定された。一方、戦前の職業選択の自由や、(22条)、生存権(25条)、勤労権(27条)の精神をたいて職業安定法が施行され、その後社会情勢の変化にもなつて職業安定行政は次第に充実され、緊急失業対策法、職業訓練法などが制定された。

これらの労働法は、あらためていうまでもなく、男子労働者と同じように女子労働者にも平等に適用されるが、労働基準法、労働組合法、職業安定法にはとくに、女子に関係のある規定がもうけられている。

まず、女子労働者に関係のある条文が多い労働基準法(昭和22年4月制定)についてみると、この法律は、戦前の労働保護法規を集大成したものではあるが、その基本理念は全く異なるものである。すなわち、戦前の工場法、鉱業法などは、女子年少者の悲惨な状態を保護するという考え方から出発し、壮丁の体力確保を第一の目的としているが、労働基準法は、単に労働保護にとどまらず、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充す」ための労働条件を規定しかつ労働関係に残存している封建的な残滓を排除することを目的としている。また、最低労働条件については、国際水準まで高めたことも画期的なことといえよう。したがつて、この法律のなかには、戦前に労働者がおかれていた低い地位を是正するための規定が少なくないが、とくに、女子に対する規定としては、男女同一賃金の原則(4条)と、特別保護の規定(61条～68条)がある。

男女同一賃金の原則(4条)は、憲法の「法の下の平等」(14条)にもとづき、従来からの女子労働者に対する賃金についての差別待遇の廃止により、社会的・経済的地位の向上を図ることを趣旨としている。また、この規定は国際労働機関の「同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に關する条約」の趣旨もとりにいれている。

(注)
女子の特別保護規定は、主として母性保護についての規定が中心となつており、労働時間及び休日(61条)深夜業(62条)危険有害業務の就業制限(63条)坑内労働の禁止(64条)、産前産後の休暇(65条)、育児時間(66条)、生理休暇(67条)婦郷旅費(68条)、である。これらの規定は、生理休暇のように戦後あたらしく設けられたものと、坑内労働や深夜業の禁止、産前産後の休暇などのように、鉱業法、工場法にも規定されていたものがある。一般的にいつて労働基準法における母性保護の規定は、工場法などのそれよりも上廻つている。

なお、昭和22年10月には女子年少者労働基準規則が施行され、このなかには母性保護についての具体的取扱いが規定されている。

(3) 女子の特別保護規定(61条～68条)のなかで、68条(帰郷旅費)は女性労働者が解雇された場合に帰郷旅費が出ないため貧乏の生活をたどっていくというようなことが戦前の「女工哀史」にも記されており、工場法施行令にもこのような労働者の保護のための規定があり、これを受けて設けられたものである。

上記のほか、労働基準法のなかには間接的に母性を保護するための規定として、出産前後の解雇制限(19条)、出産の費用にあてるための賃金の非常時払(25条)がある。

労働基準法には直接関係がないが、母性保護の規定について述べた機会に、参考として、31年4月に制定された「女子教育職員の産前産後の休職中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律」にふれておこう。この法律は、国立及び公立学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休職をとる場合には、その職務を行なわせるための教育職員を臨時的に任用することによつて、女子教育職員の母性保護を図りながら、学校教育を正常に運営するために制定されたものでこれによつて、女子教育職員は教育に支障を来たさず安心して休職を確保できることになったわけである。

労働基準法のほか、婦人に関して、とくに、規定を設けたものとしては、既に述べたとおり労働組合法及び職業安定法がある。

まず、労働組合法についてみると、この法律の、目的は ①「労働者が使用者との交渉において対等の立場にたつことを促進することにより労働者の地位を向上させること」 ②「労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出すること、その他の団体行動を行なうために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること」 ③「使用者と労働者との労働関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成すること」の三つである。労働組合活動は労働者の地位を向上するために必要な組織であり、婦人労働者の地位を向上させるためにも労働組合活動に依存するところが少なくないが、この労働組合活動に際して、労働組合員としての資格は性によつて差別してはならないことが労働組合法(5条)に規定されている。

つぎに職業安定法についてみると戦前においても、職業紹介に関する事務は国の事務とされ、かつ、密利職業紹介を原則として禁止することなどを規定した職業紹介法が制定されていた。戦後、この職業紹介法を整備し、新法の職業選択の自由や(22条)生存権(25条)

労働権(27条)の精神をたいて、昭和22年12月1日から職業安定法が施行された。この法律の基本理念は、労働の民主化を根本精神としている。すなわち、労働者の基本的人権を尊重し、労働者の自由意志にもとづく民主的な職業紹介制度を確立し、労働者募集方法の規制、労働者供給事業の禁止などによつて、古い労働関係に代る新しい労働秩序を樹立しようとするものである。職業選択の自由の原則は一貫して流れておりとくに、婦人に関する規定としては、職業紹介、職業指導などについて性を理由として差別的取扱いをしてはならない(3条)と規定されている。

なお、公共職業安定所の業務その他この法律の施行に関する重要事項などを審議するために、中央及び地方に職業安定審議会をおくことが規定されているが、この委員のうち1名以上は女子でなければならないと規定されていること(12条)をつけ加えておく。

ハ 農業関係

農業関係の法律のなかで、婦人に関係のある条文がもうけられているものに、36年に制定された農業基本法がある。この農業基本法にふれる前に、戦後の民主化政策の一つとして、農地の改革が断行されたことについて、簡単に述べておこう。

戦前には、農地の所有関係については地主・自作・小作の制度があつたが、戦後、自作農増進特別措置法(昭和21年法律第43号)などにより農地改革が実施され、農地はその耕作者自身が所有することが最も適当であるとされ、耕作者の農地の取得が促進された。その結果、戦前には自作・小作がそれぞれ3割であつたのが、戦後は大きく変革され、最近では自作75%と過半数を占めており、その反対に小作はわずか3%に減少した。土地所有関係がそのまま身分関係をあらわしていた農村社会は大きく変ぼうし、婦人の生活にも明るい影響を与えたという点からみても、この農地改革の意味するところはきわめて大きい。

自作農の増加によつて、農業生産性もたかまり、消費水準も急激に上昇した。一方、戦後数年間、都市生活者の生活水準はいちじるしく低下していたので、戦前にくらべれば、都市と農村の消費水準の格差は縮小されたといえよう。しかし、30年以後の日本経済のめざましい発展ともなつて、他産業の成長はいちじるしく、農業従事者と他産業従事者との生産性及び生活水準の開きがふたたび生じてきた。このような社会情勢に対して、農業の近代化と合理化を図り、農業従事者が他の国民各層と同水準の生活ができるようにとの観点から、昭和36年6月に農業基本法が制定された。この法律の第2条(国の施策)の8号に、「農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従

事業者の福祉の向上を図ること」と規定されている。従来から、農家の婦人は、農業労働と家事労働で過労になっているものが多いが、これを善処するために、国家が婦人労働を合理化するための施策を講ずることが、法制上うたがされたことは注目すべきことと言えよう。

ニ 社会保障制度関係

戦後、社会保障制度関係の法律も憲法25条の精神をたいて、次第に整備されてきた。ここでいう社会保障制度とは、「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老令、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥つた者に対しては、国家扶助によつて最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上をはかり、もつてすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにする」（社会保障制度審議会が昭和25年に政府に対して行なつた勧告による）ための諸施策である。婦人は、出産などの母性的条件や、生計維持者である夫との死別などによつて生活に困窮する例が少なくなく、したがつて、社会保障制度関係の法律のなかには直接・間接に婦人の福祉に関係の深い規定が多い。

なお我が国の社会保障制度の根柢となる思想は、戦前には「恩恵」という観念が根づきつつあったが、戦後は、憲法25条の精神にもとづいて国民の権利を保障するというように変わつてきていることをつけ加えておく。

(イ) 社会保険

我が国の社会保険は、戦後、次第に整備されてきているが、勤労者と、その他のものでは適用される法律も異なり、かつ、給付の内容も異なっている。また、勤労者のなかでも、大まかにいつて、公務員と民間企業に働くものとは適用される法律が異なるなど、かなり複雑である。

まず、戦前（昭和10年ごろ）に施行されていた社会保険についてみると、勤労者に対するものとしては、健康保険、労働者災害扶助責任保険だけであつた。勤労者以外のものを対象とするものとして国民健康保険が昭和13年に制定された。その後、勤労者を対象として厚生年金保険が16年に実施された。

戦後は、勤労者に対する社会保険は充実され、昭和22年に失業保険が制定され、同年労働基準法の精神にもとづいて労働者災害補償保険が施行された。この災害補償保険は前述の労働者災害扶助責任保険をうけついでいる面もあるが、災害補償は使用者の恩恵

という観念を離れて労働者の権利との観点にたち、且つ、使用者の責任保険にとどめず、直接労働者の保護を目的とする補償保険の形態がとられている点が異なっており、給付水準もいじりくしく引き上げられている。28年には日雇労働者を対象に日雇労働者健康保険が制定された。一方、戦前から施行されていた健康保険・厚生年金保険なども戦後の実情に即して改正・整備された。

勤労者以外の社会保険としては、戦後も医療保険である国民健康保険だけが施行されていたが、34年に国民年金制度が実施された。

婦人の立場から社会保険関係の法律をみると、原則として、男女平等にとりあつかわれているが、大まかにいつて女子だけに適用される規定として、出産にもなり母性保護関係の規定と、生計維持者である夫と死別した妻に対する母子福祉関係の規定がある。

まず、勤労婦人に対する社会保険についてみると、基本的には男女平等のたてまえになつてはいるが、女子の特性及び社会的条件などを考慮して若干の配慮がなされているものがある。性にもなり配慮としては、たとえば健康保険においては、被保険者である女子が出産した場合には、分娩費、出産手当金及び保育手当金の支給ならびに、産院への収容の規定などが該当する。また、社会的条件による配慮の例としては、厚生年金保険においては、保険料・給付などに男子と異なつた取扱いがなされている。すなわち老令年金支給年令は女子は55才で男子より5才早く支給され、保険料は1100分の30で一般男子より1000分の5低くなつており、且つ、2年以上被保険者であつた女子が途中で離職し、被保険者でなくなつた場合に脱退手当金が支給される。この脱退手当金は男子労働者の一部にも適用されるが、その条件には相違があり、（5年以上被保険者であつた者が55才になつて、被保険者の資格を失つた場合など）、一般に勤務年限の短かい女子が不利にならないように配慮された措置といえよう。

つぎに、勤労者の妻（内縁関係も含む）に適用される社会保険についてみると、出産などの給付と、夫の老令障害年金にもなり妻に対する加給年金と、夫の死亡にもなり妻に対する遺族年金の支給などがある。このほか勤労者以外の妻などに適用される社会保険として、国民健康保険による出産などの給付があるが、これは一般的にいつて、勤労者の妻よりも下廻っている。また国民年金（拠出制）についてみると、老令年金、障害年金は男女同等のたてまえになつてはいるが、一定の条件にある女子に対しては、母子年金・準母子年金・寡婦年金が適用されている。

(4) 公的扶助

公的扶助というのは、大まかにいつて、生活困窮者などの最低生活を保障するために、租税収入によつて扶助を行なう制度である。この制度の代表的なものとして、生活保護法があげられるが、児童福祉法や身体障害者福祉法の一部にも公的扶助に属するものがある。また無拠出納国民年金もこれに該当すると見られる。これらの公的扶助はいうまでもなく、男女平等にとりあつかわれているが、とくに、婦人に適用される規定としては、母子福祉の立場からのものが多い。

生活保護法は、憲法25条にもとづき、21年に制定されたが、25年に全面的に改正された。この法律は、国家責任と無差別平等の原則にたつ保護法規で、生活に必要な各種扶助と、保護施設について規定しているが、とくに女子に適用される扶助として出産扶助がある。

戦前における婦人に対する公的扶助は、老令者を除いては、母子世帯に対する扶助のみであつた。國家によつて、最初に母子世帯に対する施策が講ぜられたのは、昭和4年に制定された救護法である。この法律は65才以上の老衰者、13才以下の者、身体障害者などとともに妊産婦を対象としたものである。そのため、母子世帯のなかで救済を必要とする生活困窮者であつても、これにもれるものが少なくなつた。その上、当時の社会不安や深刻な経済情勢により、母子心中が注目されるようになり、昭和12年に母子保護法が制定されたがこの法律には、配偶者のない母などで13才以下の子を扶養する者が貧困のため生活できない場合、生活、医療などの扶助、および母子寮などの施設の設置について規定されていた。

戦後、前述の生活保護法の制定とともに救護法、母子保護法などは廃止され、母子世帯の保護も他の一般の生活困窮者と同等にこの法律によることになつたのである。

母子世帯の保護については、昭和22年に制定された児童福祉法にも関連する規定がもうけられている。児童福祉法は主として児童の福祉をまもる立場から、母子を保護することを目的としており、助産施設(36条)と母子寮(38条)の規定がある。助産施設は保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産をうけることができない妊産婦のための施設で、母子寮は配偶者のない女子などが18才未満の児童を監護する際に、児童の福祉に欠ける場合の収容施設である。

昭和34年から実施された国民年金のなかの母子福祉年金は、夫と死別し、義務教育修了前の子をかかえている母子世帯で一定の条件を有する者を対象としている。この

外、準母子世帯に対する福祉年金がある。夫と死別した母子世帯のほか、夫と離別した母子世帯も少なくなく、これに対するものとして、児童扶養手当法が昭和37年1月1日から実施されている。これは、父と生計を同じにしていな義務教育修了以前の児童を監護・養育する母(年間収入13万円未満のもの)を対象としている。

(5) 社会福祉・公衆衛生

社会保険や、公的扶助のほか、母子福祉資金の貸付等に関する法律や児童福祉法、優生保護法に例をみるように、母子世帯の保護や、母子保健に関する法律がある。

戦後、母子世帯の保護は一般生活困窮者と同じように、生活保護法によることになつたことは、「公的扶助」のところ述べたとおりである。

しかし、戦後の社会的混乱と窮乏した経済事情は、母子世帯などの生活をますます困難にした。このような社会情勢を背景として、昭和24年に衆議院は「遺族援護に関する決議」を、参議院は、「未亡人並びに戦没者遺族に関する決議」を行ない、政府もこれに対応して、同年に「母子福祉対策要綱」を決定した。これを機として、母子世帯の保護についての社会的関心も高まり、昭和27年に「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定された。

母子福祉資金の貸付等に関する法律は、配偶者のない女子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対して、資金の貸付を行なうことなどにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長をはかることを目的とし、必要な資金の貸付、母子相談員による相談指導および売店などの設置に関する優先的許可の三つの事項を規定している。

この他に、寡婦などに対する税法上の施策がある。これは、寡婦(夫と死別したもの、夫の生死が明らかでないもので、再婚せず扶養親族を有するもの)に対して、所得税額から5000円(年額)を控除することになっているもので(所得税法15条の4)、また地方税法においても、年額13万円未満の収入の寡婦は市町村民税を免除されることになっている。

児童福祉法には、児童の健全育成の立場から、母子保健についての規定がもうけられており、これに該当するものとして、妊産婦の保健指導(19条)妊婦の届出(20条)母子手帳の交付(21条)がある。このように母子保健についての施策が行なわれるようになつたのは戦後のことであり、優生保護法もその一つと見られる。この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること

を目的として昭和23年に施行され、母性保護のために一章もうけられており、人工妊娠中絶（14条）、受胎調節の実施指導（15条）が規定されている。

ホ その他

昭和31年に売春防止法が制定されたことは、婦人の地位向上の見地からみて注目すべきことである。

戦前においては、娼妓取締りの規則や、貸座敷取締り規則などにより公娼制度が存在していたが、昭和21年1月に連合国最高司令官から日本国政府宛に「日本における公娼制度廃止に関する覚書」が送られこれにより、内務省から地方長官宛に公娼制度廃止について通達された。ついで、22年1月に、勅令9号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」が公布となり、明治以来続いていた公娼制度に終止符が打たれた。しかし、公娼制度の廃止が実施されても集娼街、忍娼街などが存在し、法的には、刑法、性病予防法、児童福祉法、職業安定法、労働基準法などに側面的に売春を取締る規定はあるが、単独法がなく、売春関係の施策は不十分であった。そこで、昭和23年に「売春等処罰法案」が国会に提出されたが、審議未了となつた。ついで、28年及び30年にも前記法案が国会に提出されたが、審議未了あるいは法務委員会で否決された。この間、売春問題についての建議書、答申書が、23年と27年に婦人少年問題審議会から労働大臣宛に提出されている。

28年になると、世論も売春問題に大きな関心を示すようになり、売春問題対策協議会が内閣に設置された。この協議会は30年9月に会長から内閣総理大臣宛「いわゆる売春問題対策について」という答申を行なつた。その後31年3月に、総理府に売春対策審議会が設けられ、同年4月に会長から内閣総理大臣に対し「売春等の防止及び処分について」答申を行なつたが、これが現行売春防止法の立案の基礎となつた。

この答申にもとづき、31年5月、政府から「売春防止法案」が国会に提出され、可決成立した。この法律は、「売春が人としての尊厳を冒し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」ので、売春を助長する行為を刑事処分にするとともに、売春を行なうおそれのある女子に対しては、保護更生の措置を講ずることを規定している。保護更生の措置の内容は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の設置などである。

なお、昭和33年に、売春防止法により補導処分に付された者を収容し、更生させるための施設についての法律として、婦人補導院法が施行された。

(3) 家庭生活関係

イ 民法（家族法）関係

戦後、新憲法にもとづいて民法の家族法関係は全面的に改正され、家庭生活における婦人の法制上の地位は、いちじるしく引上げられ男女平等が確立された。

戦前の家族法は家族制度を中核としており、この制度のなかでは個人は「家」（戸主を中心として一つの戸籍をつくっている血縁、家族集団）や、戸主に支配されながら、これによつて生活するわけで、身分的にも経済的にも独立の地位をもつことはできないしくみになっていた。すなわち旧民法では、家族の責任者として戸主に家族を支配する権力——戸主権を規定し、相続においては「家督相続」——長男の単独相続を規定し、他の弟姉妹には相続権を認めなかった。また、夫婦のあいだでは、夫が主導権を握り、妻は財産取引上の無能力者とされ、父母の間では父だけが親権を行使することを規定するなど、家庭における婦人の地位はいちじるしく低いものとされていた。このようなあり方は、新憲法の「すべて国民は、個人として尊重され、法の下に平等である」との規定（13条、14条）や、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」。（24条）に反することになる。この新憲法の精神に沿つて旧家族法は根本的に改正され、家族制度にもとづく規定はすべて廃止された。

以下、家族法における婦人の地位について戦前と戦後ではどのように変わったかを中心に述べることにする。

(1) 婚姻の成立

旧民法では結婚は「家」を中心に考えられており、家族の者が結婚する場合は戸主の同意が必要とされ、さらに、男子30才未満女子25才未満の子が結婚する場合は、親の同意を必要とした。また、妻は結婚によつて夫の家に入り、夫と同居する義務を負い戸主の定めるところに住むことになっていた。ところで、新民法では既に述べたとおり、「家」という法律上の制度が全くなくなり、個人の自由と責任を前提としているので、成年（20才以上）のものが結婚する場合は、「両性の合意によつてのみ」成立することになった。夫婦の姓もお互いの協議でどちらの姓をのるかきめることになっており、住居も夫婦の合意でどこに住むかをきめることになっている。

結婚年齢は、旧民法より男女ともに1才引上げられ、男子18才、女子16才となつたが、未成年者(20才未満)が結婚する場合は父母の同意が必要とされている。

この他女子が再婚する場合には、前婚終了後6カ月を経過することが必要とされている。これは、旧民法にも規定されていたが、再婚後に生んだ子が前夫の子か後夫の子か判別できないというおそれをなくすための規定で、このような心配のない場合は適用されないことになつている。

なお内縁関係については、夫婦としての共同生活の事実があつても、法律上の手続つまり届出をしていないために法律上夫婦と認められないものをいい、新民法と旧民法で異なつたあつかいはしていない。歴史的にみると、大正4年に大審院の判決以来、内縁は、弱者の立場である妻を保護するために、法律上の夫婦に準じた取扱いがなされるようになっていく。

民法以外の法律においても内縁関係はしばしば問題となることがある。たとえば「社会保険」の項でもふれたが、一般的にいつて、戦前から社会保障関係の法律などは、内縁の妻も各種給付の対象としている例が多い。一方、戦後においても、恩給法の遺族扶

助料や、所得税法の配偶者控除は、内縁の妻は除外されている。

国家公務員の社会保険は昭和34年以降はすべて国家公務員共済組合によるところとなつたが、それ以前は、文官などの恩給・遺族扶助料などは恩給法によつた。

14 夫婦の平等

新民法では、法制上夫婦の平等が確立したことは、既に述べたとおりである。旧民法では妻は「夫權」にしたがうものとされ、「妻の無能力」、夫の妻に対する財産管理權、夫婦間の貞操義務の不平等及び離婚理由の不平等、親權の差別的取扱いなどが規定されていたが、すべて廃止された。

まず、「妻の無能力」についてみると、妻が自分の財産を管理、処分したり、商売を営んだり、訴訟行為を行なつたりする場合などは、すべて夫の許可を必要としたわけで、つまり、妻は準禁治産者と同じようにとりあつかうことに規定されていた。これは、男女平等の原則に反するので、完全に撤廃され、妻も、法律上、男子の場合と同等にとりあつかわれるようになった。

夫婦の財産制度は、旧民法の夫中心の制度から夫婦平等に改正された。旧民法では「夫は妻の財産を管理す」、また、夫は妻の「財産の使用及び収益を為す權利を有す」

という規定があつたが、新民法ではこのような規定は完全にとりのぞかれ、「夫婦別産制」を採用している。これは、別産のとりきめがない場合は、夫婦の一方が結婚前から持つている財産——結婚のときの、妻の持家財産なども入る——および夫婦の一方が結婚生活中に「自己の名で得た財産」はその者の財産とされる規定である。民法ではこれを夫または妻の「特有財産」と呼んでいるが、この特有財産は、夫・妻めいめいの財産で、それを管理したり、使用したり、処分したりすることは、すべて、その所有者である夫・妻の一存でできるわけである。夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、夫婦の共有に属するものと推定されることになつているが、この点、旧民法では「夫の財産と推定」されていた。

夫婦の共同生活に必要な一切の費用(子の保育・教育費なども含む)は、旧民法ではすべて夫が負担することに規定されていたが、新民法では夫婦が分担することに規定された。また、新民法では夫婦の一方によつて日常の家事に関して生じた債務は、法律上夫婦の連帯債務であることが明らかにされているが、旧民法では妻は夫の代理人とみなされ、夫はこの代理權の全部又は一部を否認することができると規定されていた。

夫と死別した妻の姻族関係も新民法と旧民法ではいちじるしく異なつている。新民法では、夫が妻に死別した場合と全く同じように、妻が夫と死別した場合も、その姻族関係を断ちたいと思う場合は、その意志を先方に表示し、さらに届出をすれば、断つことができるようになった。この場合、姓は従来通り亡夫(または亡妻)の姓を称していてもよく、結婚前の姓に代えたい場合は、届出をして代えることもできる。旧民法では、妻は結婚によつて夫の家に入るというたてまえをとつていたので、夫の死亡によつて姻族関係は解消しないばかりでなく、婿家にとどまりその一員としてその「家」の戸主の支配のもとにあるものとされ、実家にもどることや、再婚することは、婿家及び実家の戸主の同意が必要というように規定されていた。

離婚についても、旧民法では夫婦不平等のとりあつかいになつていたが、新民法は夫婦平等のとりあつかいを確立した。わが国の離婚制度には協議離婚と裁判離婚がある。協議離婚においては、旧民法では25才未満のものは父母或は親族会の同意を必要としたが、新民法では夫婦の協議だけで決定できる。裁判離婚の場合の離婚理由は、新民法では夫と妻で差別はないが、旧民法では、妻の不貞行為は離婚理由となり、「妻が姦通を為したるとき」と規定されているが、夫は「夫が姦通罪に因りて刑に処せられたるとき」と規定されている。

き」と夫と妻では差別がつけられていた。つまり、旧民法では、夫の不貞(妻をもつことなど)は法律上問題とされないが、同じような妻の不貞は姦通とされ、裁判上の離婚理由にもなり、刑法上の姦通罪も適用されていた。

(注) 戦後は、妻の姦通も、夫の姦通と同様に犯罪とならないことになった。

離婚の際の子の監護者の決定、財産分与の請求も、新民法と旧民法では取扱いがことなっている。旧民法では、子の監護者について、夫婦の協議がととのわないときは、「父に属す」と規定されていたが、新民法では家庭裁判所が定めるとしている。また、旧民法では、財産分与の請求についての規定はなかったが、新民法ではこの規定がもうけられた。これは、「相手に対して財産の分与を請求することができ」とあり、妻だけを保護するように規定されているものではないが、現実の問題として、家庭で家事を担当し、収入のある仕事についているものが少ない妻をまもるための規定とみてよいであろう。

親権についても、新民法は父母の共同親権を原則としている。親権は、未成年の子を保育・監護・教育する親の権利・義務をいうが、これについて、旧民法は父を第一位、母を第二位とするたえまえをとつていた。

(4) 相続

相続についても、新民法は男女平等・諸子均分のたてまえに改正された。旧民法には、戸主が死亡すると、長男が「あとをとる」という家督相続についての規定があつたがこれは全く廃止されたので、新民法では、遺産相続についてだけ規定されている。

この遺産相続における順位は、旧民法では第1位は直系卑属とされ、配偶者の順位は低く規定されていたが、新民法では、配偶者(届出をした者)は常に相続人とされており、また、子の相続についても、旧民法では娘などは相続することができなかったが、新民法は男女の別なく、平等の資格で相続できることに改正された。

(5) 家庭裁判所

家族・親族のあいだの紛争や、その他一般に家庭に関する事件について、調停あるいは仲裁などを行なう機能についての規定も、戦後は民主的に改正された。このような規定は、とくに、婦人だけに適用されるものではないが、現実には婦人に関係が深いので簡単にふれることにする。旧民法では家族間の紛争、家庭についての事件の処理は親族会が当ることとされていたが、昭和14年には、人事調停法が制定された。これは、日華事変により、戦死者の未亡人に対する戸主権の濫用などが、社会的に問題にされたことな

どの影響もあつて角足したものであり、とすれば不利な処遇を受け勝ちな、弱者である婦人の立場をまもることに役立ったが、「尊風に副わず、又は権利の濫用その他不当の目的に出づるものと認めるときは裁判所は申立を却下することがある」という規定があり、家族制度を前提としていたことは言うまでもない。

新民法は、このような家庭の紛争などについての事件は、家庭裁判所があつたことを規定しており、親族会は廃止された。家庭に関する事件は、普通の裁判のように、法律の規定にしたがつて決定するという方法をとらず、風俗・習慣などを考慮の上、関係者が納得のゆくまで話しあい、裁判所がそのよい相談相手となり、適切な解決を見出すという特殊な方法が採用されている。なかでも離婚関係は、裁判の訴えを行なつても、第一段階としては、すべて家庭裁判所を経過することになつており、解決がつかない場合に裁判の手続がなされることになつている。離婚調停の申し立てはその多くが妻の側からなされていることから見ても、家庭裁判所と婦人は、関係の深いことが理解されよう。

ロ、税法関係

税法上、妻に対しては寡婦や独身婦人と異なつた措置がなされているので、この点について簡単に述べておく。

(1) 所得税法関係

戦前と戦後では、所得税法の課税方法も異なつてきている。すなわち、戦前には、戸主及び同居家族の所得金額を合算し、その金額を各人の所得金額に按分して課税する総合所得税が採用されていたが、戦後は、家族のなかで二人以上収入のある仕事をしているものがあつてもそれぞれ個人の所得ごとに課税する方式が採用されている。これは、直接、婦人について規定したものではないが、妻や娘が家族とともに生活しながら、収入を伴う仕事をもつ場合の所得税に關係するわけで、間接的に、婦人の経済生活に關連することになる。

最近、所得税法における新しい動向の一つとして、「配偶者控除の創設」がある。これは、戦前にも例がなく昭和36年4月1日から始めて実施されたもので、それまでは、配偶者も扶養親族の1人として、扶養控除の対象となつていた。しかし、「配偶者を生計費の観点から扶養控除の対象としてだけみることとは適當でなく、夫婦の所得は一体とし

てみられるべきこと、夫だけが所得を得ている場合でも妻は家庭管理者としての責任を果たすことにより夫の所得の獲得に大きく貢献しており、妻は夫の得た所得の処分にも大きな発言権をもっていること」などの理由により、配偶者控除の創設の提案が「当面実施すべき税制に関する答申」（「税制調査会」35年12月9日）でなされ、これにもとづいてもうけられたものである。この配偶者控除は、5万円以上の収入のある妻は対象とされない。夫婦が共かせぎで所得を得ている場合の税負担のバランス等を考慮の結果、配偶者控除の額は、扶養控除1人目の基礎控除と同額の9万円となっている。

(四) 地方税法関係

地方税法においても妻に対する特別のとりあつかいがなされており、夫が納税義務者の場合、「同居の妻」には均等割を課してはならないことに規定されている。

2. 戦後の婦人のあゆみ

(1) 概 要

今年(37年)は、太平洋戦争が終つてから17年目になる。終戦直後は、戦争による破壊のため国土は荒廃し、日本経済も国民生活も最悪の状態となつた。その上、海外領土の喪失、軍人をはじめ海外居住者の国内引揚げなど、社会は混乱し、日本中が絶望と虚脱状態におちいつていた。しかし、わずかのあいだにこのような状態をわけだし、10年後には日本経済は再建され国際的地位も向上し、国民生活も安定して、消費水準は戦前を上廻つた。

終戦を契機に実施された民主化政策は少しずつ根をおろすようになり、次第に労働者・農民などの社会的・経済的地位は向上し、社会的な発言力をもつ一方、購買力も高まつてきた。

その結果、戦前から勤儉節約が美徳とされ生活をたのしむという風潮はほとんどみられなかつた国民の生活態度も変わつてきて、たとえば、テレビなどの耐久消費財が市場に出まわると、これを購入する家庭が急激に増加し、また、小グループ・団体などの旅行もさかんになるなど、余暇をたのしむという気風がみられるようになってきている。このような戦後の経済・社会の変動にともなつて、婦人のうごきにも変化がみられるのである。

かえりみると、終戦直後は連合軍の占領下であり、民主化のための立法措置ならびに諸政策が政府を中心に行なわれてきた。しかし、現実には、敗戦による混乱、とくに、インフレ

ーションによる物価の高騰、物資の不足などのため、不安定な生活がつづき、都市生活者の多くは食糧の確保に苦勞した。このころは、家族の食糧を運ぶために、男子にまじつて大きなリュックを背負つて農家に買い出しに行く主婦や、娘もめずらしくなかつた。現実には、食糧問題に苦勞した婦人たちは、政府に対して食糧対策を早急に確立することを切望するようになり、この問題について労働組合・婦人団体などが主催する大会や、陳情などの組織的活動に参加するなどして、問題の打開に努力したものが少なくない。

終戦後数年間は、混とんとした時期であつたが、占領管理の時代であり、この間に日本の政治・経済・教育の全般にわたつて、画期的な改革が行なわれたのである。婦人問題の立場から見れば、日本の民主化政策の一つとして、婦人の地位向上に対する指導・援助が広範に行なわれた時代で、「女大学」的な束縛から解放された婦人自身にも、新しい日本社会の建設に役立ちたいという気運が見られ、暗さのなかに、一すじの光が見いだされたとと言える。例えば、戦後初めて実施された衆議院議員総選挙には(21年4月)、89名の婦人が立候補して39名が当選しており、これは連配制という選挙方法にその大きな要因があつたとしても、このように急激に婦人が国会に進出した例は先進国においても例を見ないことである。教育の面からみても、男女共学が実施され、戦前における帝国大学のような男子の大学にも正規に入学する女子が目につくようになった。

職業の面では、ごくわずかではあるが裁判官、検事、官公庁の課長、局長などのように戦前には婦人が登用されたことのない専門職や管理職に地位を占めるようになった。職場に働く婦人についてみると労働組合が組織されると、婦人も急激に組織化され、労働組合活動を通じて、使用者に、婦人の地位の向上や母性保護の要求を行なうようになった。このころ、新しく結成された民主的な婦人団体は、戦前のように限られた有識者だけでなく、広範囲な大衆を対象として組織され、発言のしかた、民主的な会議の運営、民主政治についての研究会、講習会の開催など基礎的な学習を行なうものが少なくなかつた。

昭和27年4月に、サンフランシスコ平和条約の発効を機として、日本の社会は独立国家として新たな歩みをすすめることになる。まず、政治の面から見ると、「占領下の民主化政策の行き過ぎ」を是正し、諸般の改革を日本の国情に合致させるという政策が行なわれるようになった。つぎに、経済の動向についてみると、平和条約発効のころは、日本経済はかなり回復し、実質賃金は22年には、昭和9~10年を100とすれば3割にすぎなかつたが、

第1表 日本経済の回復を示す指標
戦前昭和9～11年を100として(ただし農業生産については7～10年を100として)

	1955年の指数
国民所得	149
消費水準	118
鉱工業生産	189
農業生産	129
輸出品数量	75
輸入品数量	94
人口	130

資料出所 一経済白書(36年版)による一

27年にはだいたい戦前水準に達し、消費水準は28年ごろから戦前の水準に復帰した。日本経済が戦争の被害から一応回復したと見られるのは30年であり、これを指標として示せば第1表のとおりである。

30年以後、日本経済は高度成長をとげ、工業化は進展し、技術革新にともなつて戦場の再編成が行なわれるようになってきた。一方、国民生活についてみると、テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫などの耐久消費財が一般家庭に急激に普及し、戦前には全く手廻りできなかったほど家庭生活の様式が変わつてきた。この反面、日本経済の二重構造が問題とされるようになり、大企業労働者と中小・零細企業労働者の賃金格差・生活水準の開きや都市、農村の生活水準の格差、あるいは、低所得階層や、母子世帯の生活困難が注目されるようになり、これを是正するための施策が社会的にも問題とされるようになってきた。

経済が再建されはじめた28年ごろから、最近までの婦人の動向を概観すると、終戦直後とは異なつた様相が見られるようになる。すなわち、既に述べた占領下の民主化政策の行き過ぎを是正する傾向は婦人の社会的進出を抑制しようとする気運をうみだすようになり、婦人自身も時には後退する例も見られるが、全般的に見て自主性のあるあゆみをつづけようと努力し、婦人の地位も向上してきていると言えよう。以下、就業状況、教育、家庭、市民活動について、この時期の婦人のうできをたどつてみよう。

第2表 統計的にみた婦人の動向

	1)出生率 (人口千対)	2)平均寿命 (女子)	3)15才 以上の女子 人口	4)女子雇 用者数	5)女子雇 用者中専従 者の割合	6)勤労者 のうち専従 者の割合	7)女子中 学卒生の 進学率	8)女子高 校卒生の 就職率	9)女子大 学卒生の 進学率
25年	28.1	63.0才	100	100	%	%	%	%	100.0
28年	21.5	65.7	—	—	9.0	1.1	41.1	35.7	20.6
30年	19.4	67.8	111	142	12.6	1.3	43.7	41.4	26.4
35年	17.2	70.3	124	197	15.0	2.2	47.6	38.6	35.1
36年	—	—	—	—	19.6	—	55.9	60.1	35.1
	—	—	—	—	—	—	60.7	52.9	32.4

資料出所 1)～2) 厚生省「人口動態統計」
3)～4) 国勢調査
5) 労働省婦人少年局「女子保護施設状況調査」
6) 総務省「家計調査」
7)～8) 文部省「学校基本調査」

まず、婦人の就業状況についてみると、30年まで、婦人就業者の半分以上を占めていた農家の家族従業者が31年から半以下となり、それ以後、現在にいたるまで減少の傾向をたどっている。これは経済の回復、成長にともなつて女子雇用が拡大したこととも関連しており、戦場に働く婦人労働者数の増加はいちじるしく、最近10年間(25年～35年)に2倍に増加している。ここで注目されることは、新規女子中学卒業生は進学者が年々増加の傾向をたどつたので、その就職率は年々減少を示したが、その反面、女子高校卒業生の就職率は年々高まっていることである。どのように高校卒の女子が多数戦場に働くようになったのは戦後のことで、これには戦場の労働条件の改善や、婦人の地位の向上なども影響していることが考えられ、また婦人が戦場に就くことに対する社会的な意識の変化にも関係がある。さらに家庭における親の意識も変わつてきており、高校卒業後の娘が結婚するまでの間を、戦場で働くことによつて得た給料で、身の廻りのものを整え、あるいは結婚費用をまかなう程度の期待を、娘に抱いている親が多くなつてきているといえるのではなからうか。

一方、戦時婦人の勤続年数も長くなる傾向がみられ、いわゆる共かせぎ婦人が目につくようになった。婦人の若年定年や、結婚退職などが行われるようになってきた。しかし、現実には女子労働者のなかに占める共かせぎ婦人の割合は、第2表に見るようになん年々増加の傾向をたどっている。

つぎに教育についてみると、生活の安定にともなつて、女子に高等教育をうけさせようとする家庭が多くなつてきており、高度以上の教育をうける女子の増加はいちじるしく、中学卒業生の進学率における男女の開きは年々少なくなり、女子大学生も年々増加し、最近10年間に5.5倍になった。(第2表)

家庭生活に目をむけると、出生児数の減少と生活様式の変化が目につく。25年ごろから次第に低下しはじめた出生率は、30年以後、人口千対20以下に減少し、一夫婦当り生涯出生児数の平均は2.9人(32年)となつた。これは、戦前の平均出生児数5.2人にくらべれば、ほぼ半減したわけで、これにともなつて、婦人の出産育児等に要する時間が短縮されるようになってきている。一方、30年ごろから主婦の家事労働軽減を考慮して設計された政府施策住宅や、個人住宅も増加し、電気洗濯機や電気冷蔵庫などのように婦人の家事労働軽減に役立つ電化器具等の急激な普及とあひまつて、家庭の生活様式をかえたばかりでなく、婦人の余暇時間を増大させることにも役立った。

おわりに婦人の組織的活動についてみると、終戦直後の学習期をへて、プレッシャーグルー

プとしての存在が社会的にも注目されるようになってきた。たとえば、戦後問題、婦人に関係のある法律・制度についての婦人団体の活動は、活発になってきている。また、家庭をあずかる主婦の立場から住みよい地域社会にするための要望を関係機関に行なうなど、積極的な活動を行なうことも少なくない。一方、労組、その他の団体とともに、平和問題・生活問題など一般大衆運動に婦人団体も参加するようになってきている。

このように、30年ごろからの婦人の組織的活動は、その範囲も広く、かつ、最近の所得格差の増大に契機して、その活動にも階層分化の傾向がみられるのである。

(2) 政治への参加

我が国の婦人が、昭和21年4月10日に衆議院議員総選挙においてはじめて選挙権を行使してから現在(37年)にいたるまでに、8回の衆議院議員総選挙と、5回の参議院議員総選挙と、4回の地方選挙を行なったことになる。

終戦直後の衆議院総選挙では、一やく39人の婦人議員を国会におくつたが、その後は減少の傾向をたどっており、最近の総選挙(35. 11. 20)には7名に減少した。しかし、参議院議員ではいくぶん増加の傾向を示しており、第1回(22. 4. 20)には11人の婦人が当選したが、最近(34. 4. 2)の選挙では13人に増加した。現在(37年3月)における婦人議員数は衆・参両院あわせて20人で議席総数に占める割合は2. 8%である。

地方議会における婦人議員の占める割合は、終戦直後からみれば、いくぶん増加の傾向がみられるが、国会におけるよりもかなり少なく、35年10月において都道府県議会1. 3%、市会1. 1%、町村会0. 5%で、行政単位が小さくなるほど婦人議員の占める割合が少ない。これは、イギリスや、アメリカなどとは異なつた傾向で、これらの国では州議会に婦人の占める割合が多く、国会の方が少なくなつていく。これには複雑な理由があるが、農村などの地域社会における近代化・民主化がおくれているために、一般的に、近代的な意識の成長が不十分で、婦人の政治への参加が民主的に行なわれていないことが少なくないことも一つの理由としてあげられよう。

婦人の衆議院議員総選挙における投票率についてみると、21年4月10日の総選挙には67%で、男子の78. 5%にくらべるとかなりの開きがみられた。それ以後、多少の変動はあつたが、回数をかさねるごとに婦人の投票率は高くなり、その間、男子はほとんど動きがみられなかつた。投票率における男女差は縮小され、終戦直後の11. 5%に対し、35年11月の総選挙には4. 8%となつた。ところが、行政区分の末端における選挙ほど、婦人の投票率が高く、男女の投票率の差が少なくなつていく。

たとえば、26年以降に3回行なわれた地方選挙における、町村長、町村議会の婦人の投票率

は、常に、都道府県会、市会よりもかなり高く、34年4月の町村長選挙における婦人の投票率は90. 8%で、男子よりもわずかに0. 02%低かつたにすぎず、さらに、町村会議員のそれは92. 7%で、男子よりも0. 34%上廻っている。

このように、投票率における男女差が縮小したことは、選挙についての婦人の関心がたかまつたとみられる面もあるが、投票に際しての自主性という点から検討すれば、問題がないとはいえないようである。

おわりに、政治上の要職に就任した婦人についてみると、昭和23年にはじめて政務次官(司法)に任命されてから、それ以後、数名の婦人が政務次官に就任し、35年には、はじめて婦人が厚生大臣に就任した。婦人が知事市長や、県議会の議長に就任した例はまだみられないが、町村長には数名の婦人が就任したことがあり、さらに36年11月にはじめて、市議会(立川)の議長に婦人が選出された。なお、公選によるものではないが、我が国で婦人の進出がおくれているものに外交官がある。たとえば、アメリカやスウェーデンなどでは婦人の大使が任命されており、東洋においてもインドでは婦人の大使が任命されたことがあるが、我が国においては、いまだに、婦人の大使は実現をみていない。なお33年に国連総会の政府代表にはじめて婦人が任命され、それ以後ひきつづき婦人が政府代表として参加している。

(3) 高等教育の普及

戦後は、女子にも高等教育をうけさせようという社会的な気運がみられるようになり、また、女子自身にも高校・短大・大学への進学を希望するものが増加してきている。文部省資料によれば、昭和9年において義務教育終了者で高等女学校に進学したものは8%にすぎないが、戦後は義務教育年限が3年延長されたにもかかわらず、高等学校に進学した女子は25年において41%となつており、それ以後ひきつづき高校進学率は増加し、36年に61%へと増進している。女子の高校進学率の増加は男子よりもいちじるしく、高校進学率の男女差は、25年の8. 5%から36年は3. 1%へと縮小した。

このように急激に女子の高度進学者が増加したのは、既に述べたとおり、一般の家庭生活が安定してきたことも影響しているが、女子教育に対する主婦の関心が高まってきたことも一つの理由としてあげられよう。たとえば、労働省婦人少年局調査による主婦の女の子に対する希望学歴についてみると、第3表に示すように、高校までと答えているものが多く、中学まででよいと答えているものは農村をのぞいては1割程度とな

っている。

第 3 表

主婦の子供への希望学歴

問 あなたは男の子はどのくらいまで学校に行かせたいと思いますか？ 女の子はどうですか？

		計	中学まで	高校まで	大学まで	本人次第	その他
東京		100	2	17	67	12	2
		100	6	54	24	13	3
横浜		100	2	28	53	14	3
		100	11	47	19	22	1
田 富(農村)		100	4	42	34	15	5
		100	11	68	6	7	6
平 磯(農村)		100	18	46	25	10	1
		100	33	52	9	5	1

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の生活と意見」(昭和31年11月～12月)

つぎに、短大以上の学校へ進学している女子学生についてみると、25年には約4万人であったが36年には約16万人で4倍に増加し、学生総数に占める女子学生の割合も増加の傾向をたどり、10%(25年)から21%(36年)となった。

では、戦前にくらべると、初等教育を受けている女子はどの位増加しているのだろうか。15才以上の婦人のなかで通学しているものは35年(労働力調査)には228万人で、これは昭和5年の65倍にあたり、男子の4.3倍にくらべるといちじるしく増加している。また、15才以上の女子人口に対する通学者の割合は、第4表に示すように、昭和5年には1.7%にすぎなかつたのが35年には6.7%に増加している。

おわりに、女子学生の専攻学科についてみると、戦前と同じように、短大・大学ともに文学・家政・看護・教員養成が多く、法・政・商・経・工学が大部分を占める男子とはいじめる相異がみられる。しかし、36年において法・政・商・経を専攻するものは、女子大学生総数(4年制)の4.1%を占めており、わずかではあるが0.6%のものが、工学を専攻していて、昭和9年には法律、経済を専攻するものがほとんどなかつた

第 4 表 15才以上の人口に占める通学者数

単位 万人

		15才以上の通学者数		15才以上の人口に占める割合%	
		男	女	男	女
5年		59	35	2.9	1.7
30年		222	183	7.8	5.9
35年		286	228	8.9	6.7

資料出所 5年・30年は国勢調査
35年は労働力調査

もの、工学を専攻していて、昭和9年には法律、経済を専攻するものがほとんどなかつた

ところにくらべれば、女子大学生の専攻も変わってきていると言えよう。

(4) 専門的、管理的職業への進出

戦後、専門的、管理的職業への婦人の進出が目につくようになったが、これには、二つのタイプがある。その一つは、医師や教員のように、戦前にも女子が就業していた専門的職業で、戦後、女子の増加が目だつものであり、他の一つは、裁判官や管理的地位にある公務員のように、戦後、はじめて婦人が進出したものである。

まず、戦前にも婦人が就業していた専門的職業の進出状況を国勢調査によつてみるとたとえば、医師は昭和30年には8132人で総数の9%にすぎないが、昭和5年にくらべると6倍で男子(1.9倍)よりも増加率が高くなっており、薬剤師は30年は11218人で総数の31%を占めていて5年の1.9倍(男子は2.4倍)に増加している。また、女子教員は26万人で総数の35%を占めているが、これは5年にくらべると2.4倍の増加であり、男子(2.1倍)よりも増加している。

つぎに、戦後はじめて婦人が登用されはじめた管理的地位にある公務員についてみると、中央官庁においてはじめて婦人が課長に任命されたのは21年5月厚生省婦人児童課長であり、この関係の業務は21年9月に労働省婦人少年局に移行され、婦人の局長と課長(2名)が任命された。これ以後、厚生省、農林省、文部省にそれぞれ女性の課長が1名～2名任命され、また、県庁などの地方公共団体にも婦人の課長が任命されるようになった。30年の国勢調査によれば、管理的地位にある婦人公務員は973人であるが、これは総数の1%にすぎない。しかも現在にいたるまでその担当する行政の範囲は、主として、婦人・児童・家庭・社会福祉保健などが多く、経済・農業・商工などの行政で管理的地位に婦人が就任した例は、きわめてまれであると言える。しかし、公務員の幹部採用試験である人事院上級試験に合格する女子は第5表に示すとおり増加の傾向を示しており、今後に期待されるところである。同じく戦後に婦人が進出したはじめた司法関係職業(裁判官、検察官、弁護士、公証人)についている婦人の数は、30年国勢調査によれば214人となっており、総数に占める割合は2%にすぎない。しかし、司法試験に合格する女子は、年度によつて多少の変動があるが、30年ごろから次第に増加してきている(第5表)。なお、新聞社、出版社、その他の民間大企業・公社・病院などにおいて、管理的地位にある婦人が目につくことはあるが、その数はきわめて少ない。

女子が生涯の仕事として専門的、管理的職業を組織して行く場合、当面する大きな問題の一つに「職業と家庭の両立」がある。最近、生活様式が近代化し、家庭生活が簡素化・合理化の

傾向をたどっているといつても、 第 5 表 女子の司法試験・人事院上級試験合格者数

出産・育児・家事を担当しながら、男子と同じように専門的・管理的職業に従事することは容易ではない。事実、高等教育（旧女専卒以上）をうけた既婚者で職業をもっている婦人、および過去に職業をもった経験のある婦人を調査対象とする「職業 （注） および家庭の問題」についての調査結果（33年9月）をみる	司法試験		人事院上級試験		
	総 数	女 子	総 数	女 子	
24年	265人	3人	4,660人	30人	
25年	269	3			
26年	272	2			
27年	253	7			
28年	224	3			
29年	250	10			
30年	264	10			
31年	297	14			
32年	286	6			
33年	348	11			1,801
34年	319	8	1,751	51	
35年	345	15	1,596	40	
36年	380	17	甲	981	38
			乙	389	31
			甲	1,133	74
			乙	397	41

資料出所 法務省・人事院

と、51%は職業生活を中断しており、その原因は「結婚・子ども（多くは出産）のため」と答えているものが多く、60%を占めている。専門的・管理的職業についている婦人が、この職業と家庭とを両立させていくことが、今後の婦人問題の課題の一つとなるであろう。

(注)

民主教育協会発行「女子の高等教育と職業および家庭の問題」による。調査時期は33年9月、調査対象は北海道大学ほか24大学（うち女子大学12）の女子卒業者のうち、25～55才までの既婚者で職業をもっている婦人、および過去において職業をもった経験のある婦人で、回答者数は2,071人である。

19 農村婦人の生活

我が国の婦人就業者の過半数は農業に従事し、しかも、その地位は家族従業者であるものが圧倒的に多いというのが、最近までの実情であつた。しかし、31年にはじめて、非農林業に働く婦人就業者が農業に働くものより増加し、農業婦人就業者の総数に占める割合が49%となり、それ以後は急速に減少して、35年には43%となつた。このような動きは、主として、日本経済の高度成長にともなつて、雇用が拡大したため、新規中学卒業生で農業に従事するものがいちじるしく減少し、（男子25年57% 35年9%、女子25年59% 35年8%）、また、在宅就業者も増加してきているためである。この在宅就業者というのは、最近目につく現象で農家に生活しながら、役所・会社・工場などに働きに行っているもので、世帯主・長男などで勤務・賃労働に出ていくものも少なくなく、そのために、いわゆる「主婦農家」が

増加してきている。

一方、農業労働の面に目をむけると、戦後の農地改革によつて自作農が増加したことにより、農民の勤労意欲が高まつたことに加えて、食糧増産のために政府が高度の保護や技術援助を与えたことによつて農業技術が改革され、さらに、機械化・農業薬剤などが普及し、戦前にくらべると農業生産性は大いに高まり、農業に従事する人員は節約されるようになり、婦人労働もいくぶん軽減される面も見られるようになった。しかし、我が国農家は耕地面積が狭いものが多いため、農業だけでは生計がたてられないものが多く、そのために、経済の成長にともなつて雇用が拡大するようになると、既に述べたとおり賃労働に出かけるようになっていった。戦後、兼業農家の増加はいちじるしく、そのなかでも農業に従とする第二種兼業農家は激増しており、35年は21年の2倍となつた。

したがつて機械化の普及などによつて、戦前にくらべれば農業労働は楽になつたといつても、最近の農家における人手不足は、婦人の労働力に依存する傾向をつよめてきているといえよう。たとえば、農家経済調査をみると、35年における女子の1人当り自家農業就業時間は年間1544時間で、これは同年の男子（1755時間）より短い。しかし、35年と、30年をくらべれば女子の1人当り自家農業就業時間は42時間短縮されているのに対し、同期間における男子のそれは87時間短縮されている。

農家の婦人は農業労働のほかには育児家事労働もしなければならない。最近、農家における生活改善が普及し、農林省生活改善課の資料によれば、約2割の農家が台所改善を実施しており、農繁期の共同炊事、共同保育所もかなり行なわれるようになってきている。したがつて、戦前にくらべれば、農家の家事労働は楽になつてきたと言えるであろうが、都市にくらべれば不便なところが多く、ガス・水道の普及率も低く、電気洗濯機のように家事労働を合理化するための電化器具の普及率も低い。

最近においても、農業労働と家事労働の二重の負担で過労になつている農家の主婦は少なくなく、27年ごろから次第に活発になつた農協婦人組織も、農休日の普及など婦人の過労をなくすための活動を展開している。前章でもふれたが、婦人の過労をなくすために農業基本法に「婦人労働の合理化」がとりあげられたことは画期的なことであり、今後の施策に期待されるところが多い。

「婦農家」など兼業農家の婦人のなかには、農業経営に関心をもつものも少なくなく、講習会などに参加するものが目につくようになったことも、最近の農業における特色である。

大まかに言つて、農村の婦人の地位は高まってきていると言えようが、農業労働力が女性化する傾向は、企業としての農業という立場からは検討を要する問題と見られている。

第6表 農林業就業者数

	農林業就業者		総数に占める農林業の割合	
	男	女	男	女
	万人	万人	%	%
昭和 5 年	824	644	44.1	60.9
24 年	870	937	39.9	65.0
25 年	865	877	39.8	61.5
30 年	850	868	35.0	51.8
31 年	832	843	33.4	49.0
35 年	714	778	26.8	43.0

資料出所 { 5年国勢調査（漁業も含む）
24年～35年 労働力調査

(6) 婦人労働者の就業状況

我が国では婦人の就業者は多いが、そのなかでも家族従業者が多く、労働基準法や労働組合法の対象となる雇用者として働く婦人の占める割合は、かなり低いということが一つの特色である。しかし、前項にも述べたように農家の家族従業者の減少の傾向が大きな理由となつて、女子就業者総数に占める家族従業者が減少してきており（25年62%、35年48%）、その反対に、雇用者が増加してきている（25年22%、35年37%）。これは、戦後日本の産業が農業などの第一次産業中心であつたのが、近年製造業などの第二次産業の急速な成長にともなつて金融・運輸産業などの第三次産業も発展し、その結果、女子雇用も拡大し、従来ならば家族従業者として家業に従事したと思われるものも雇用者として吸収されたものである。

戦後の婦人雇用者数のうごきについてみると、24年における企業後継の際若干の減少をみせたが、その後ひきつづき増加の傾向をたどり、第7表にみるように、36年は25年の2倍以上となり、雇用者総数に占める割合も25%から31%へと上昇している。

第7表 雇用者数の推移

	雇用者 総数	女子	総数に占める 女子の割合
昭和23年	1,274万人	329万人	25.8%
24年	1,242	309	24.9
25年	1,260	317	25.2
28年	1,480	406	27.1
30年	1,606	465	29.0
34年	2,061	616	29.9
35年	2,191	668	30.5
36年9月	2,340	729	31.1

資料出所 「労働力調査」

女子雇用者の産業別分布状況も変わつてきており戦前には、繊維産業に働くものが多かったが、現在では食料品、電気機器製造工場や、サービス、商業、金融保険業にも数多く働いている。最近、電気機械器具製造業の急激な発展にともなつて女子の求人は増加しており、新規学卒者だけでは労働力が不足し、一部の事業場においては、パートタイマーなどとして家庭婦人を採用している例も見られる。

女子雇用者の特性についても、最近はかなり変化がみられるのである。戦後においても結婚・出産によつて退職するものが多いのであるが、いわゆる非かせぎをする婦人も次第に目につくようになり、28年ごろから雇用者は結婚退職や若年定年などの労務管理を行う例も見られるようになった。それにもかかわらず、序説でも述べたように既婚婦人の割合は増加の傾向を

第8表 労働者の年令別構成（製造業）

	男 子			女 子		
	8 年	2 9 年	3 5 年	8 年	2 9 年	3 5 年
総 数	%	%	%	%	%	%
20才未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20才～30才未満	17.3	11.1	16.0	63.9	39.8	37.1
30才～40才	38.2	36.6	36.1	26.7	41.9	38.9
40才以上	28.2	26.4	13.6	5.5	9.4	11.5
	16.3	25.8	34.3	3.7	8.9	12.5

資料出所 { 8年は労働統計実地調査
29年は個人別賃金調査
35年は賃金構造基本調査

たとっている。女子雇用者の年令をみると20才以上のものの増加が、いじらしい。戦前（8年）には20才未満の女子が64%であつたが、35年には37%と激減している反面、30才以上は9%から24%と増加している。また、平均年令も高くなつてきており、23年の23.5才（致元年）に対し35年には26.3才となつたが、同期間において男子はほとんど動きが見られない。

また戦後は、未婚の婦人労働者の意識も変わつてきており、家庭経済との結びつきも戦前にくらべれば弱くなつてきているように見える。戦前においては、いわゆる「家計を助けるために」とか、「口べらし」などの理由で、職場に働きに出るものが多かつた。戦後においても、家計を助けるために働きに出ているものも少なくないが、一方、「自分の生活や結婚の支度を自分でするため」に働きにでているものも目につくようになってきている。農家の女子が多い製糸業を例にとつても、家に送金しているものは次第に少なくなつてきているようであり、一方農家も社会意識の変化や、戦前にくらべれば生活水準がよくなつてきていることなどが影響して、戦前のように送金を期待していないようにも見られる。このことについて知るための適当な資料がないのであるが、参考までに、調査方法・調査対象は異なるが23年に労働省婦人少年局が実施した製糸業女子労働実態調査と、35年の繊維労連（製糸業労組連合体）の調査における家への送金状況についてみると、23年には54%のものが家に送金していると答へており、農家の家計と女子労働者との結びつきが弱まつてきているように見られるのである。また、戦前においては、高等女学校を卒業した女

子は家庭にあつて、家事見習や、けいこことなどして結婚までをすすめるものが一般的であり、就職するものは限られていたが、戦後は高校卒の女子で就職するものは年々多くなつてきている。しかも、これらの層の女子労働者のなかには給料の一部を食費などとして家庭にいわせ、残りは、自分の自由に使用、あるいは貯蓄などしているものが目につくようになってきた。

職場には婦人の地位・労働条件なども、労働基準法の実施や、労働組合の活動などによつて、戦前にくらべれば、かなりよくなつたと言えよう。とくに労働基準法に、男女同一労働同一賃金が規定されたことは、現実には、初任給における男女差の是正に役立つたと言える。すなわち戦前においては、初任給決定に際して同年令、同学歴であつても女子は男子より低いのが一般的な慣行で、教員でさえも、同じ師範学校卒でありながら、女教員の初任給は男教員より1割～2割程度低くなつていた。戦後、労働基準法の実施により「男女同一労働同一賃金」の原則は次第に浸透し、初任給については、かなり男女同一労働同一賃金が実施されるようになり、とくに、学歴の低い場合ほど実施されていると見られ、年少労働者における男女の賃金格差は減少されてきている。ちなみに、23年と35年の18才未満の男女賃金の格差をみると、第9表に示すように23年には最も男女差の少ない15才未満で

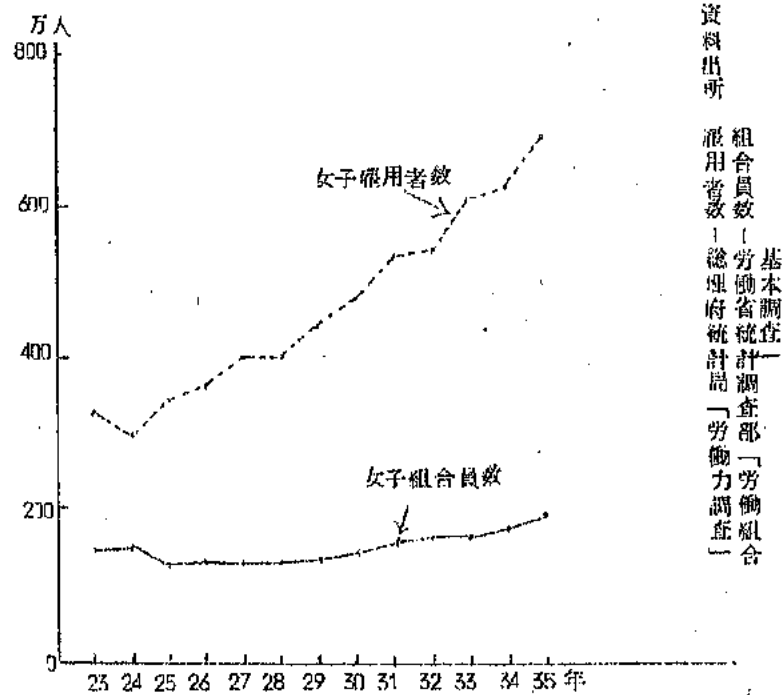
第9表 18才未満男子賃金を100とする女子の割合	23年		35年
	15才以下	90.5%	%
16才	80.6	99.7	
17才～18才	76.1		

の中小企業における年少労働者の求人難、あるいは産業構造の変化やそれともなう男女労働者の産業別分布状況の変化なども影響しているであろうが、中学卒の初任給については男女同一労働同一賃金の原則が普及したとみてよいであろう。ところが、大学卒の初任給についてみると、公務員、教員などは男女同一労働同一賃金の原則が実施されてきているが、民間大企業などでは、女子は幹部職員として採用されることがほとんどないために男子よりも低いという例も見られるのである。これは、「男女同一労働同一賃金の原則」の趣旨は普及したが、我が国の賃金体系はいわゆる「年功序列型」であり、職務評価によるものではないということや、女子は勤続年数が短かく、かつ男女が同じ職種のもとに働いている例が少なく、また、似通つた仕事をしていても、男子と女子では、責任の程度がちがうなど職場における慣行が異なつてきているために、この原則の適用は困難なこ

とが少なくないのである。

戦後、婦人が労働組合活動に急激に参加するようになったことも、婦人の労働条件を向上させるのに役立ったと言える。戦前に労働組合数が最も多かった昭和11年においても、婦人の労働組合員は組合員総数の5.9%にすぎなかったが、戦後、労働組合法が制定され、企業単位に労働組合の結成も急激に行なわれるようになると、婦人も組織化され、21年12月末には117万の婦人が組合員となり、組合員総数の24%を占めるにいたった。また、女子組合員の増加率は男子にくらべるといじりしく、21年12月末で11年の4.7倍に増加したが、男子は9.3倍になったにすぎない。女子労働者の推定組織率もいじりしく高くなり、22年12月末には48%が組織された。その後、占領軍の労働政策の転換や、24年にドッジラインによる企業統制が行なわれるようになると、労働運動も低調になり、労働組合員数は減少しこれにともなつて女子組合員も減少・停滞の傾向がみられるが、26～27年ごろから次第に労働運動が活発になるとともに女子組合員も増加しはじめた。(第1図参照)。最近では中小企業に働く女子労働者の組織化が目につくようになったが、女子雇用者数が35年は22年の2.3倍であるのに対し、この間に

第1図 女子労働組合員数の推移



女子労働組合員は1.4倍となつたにすぎず、推定組織率は28%で、22年にくらべればいじりしく低くなつてゐる。また、女子の組合役員が少なく、組合員総数の26%を(年)女子組合員の意向が労働組合活動に十分に反映しているかどうか疑問とされるわけではない。しかし、女子労働者の母性保護・結婚退職や、保育施設など女子の福祉施設の整備などのために労働組合が果たした役割はみのがせないものがある。

戦後の婦人労働者の動向を大まかにたどつてみると、最近の婦人労働者の地位向上したと言えようが、残された問題も少なくない。婦人問題のれば、戦前にくらべて、高年の独身婦人、未亡人など独立してしなければならない婦人が多くなつてきており、これらの層の婦人は生計をたてる用者として働くことを希望しているものが多い。現在の雇用の状況においては、こは、不熟練、半熟練の仕事についているものが多いが、いずれにせよ、雇用者としてによつて標準的な生計が営めるだけの賃金が保障されることがのぞまれるわけ。ような観点から見ると、まだ、不備なことが少なくなく、たとえば、高年令婦人の最低賃金制の確立、社会福祉施設の充実など、今後の改善に期待するところが少なくない。職場に働く婦人自身も生活設計を確立し、職業人として責任のある態度で仕事することが必要であろう。

(注1)

「労働環境の繊維年少労働者の労働意識に及ぼす影響」日本労働協会調査研究部発

(注2)

個人別賃金調査(23年)の対象は30人以上の事業場 賃金構造基本調査(35: 10人以上の事業場となつてゐる。参考までに、後者における規模別賃金額を掲げるのとおりである。

	男	女
総 数	6,737円	6,707円
1000人以上	7,622円	7,133円
100人～999人	7,168円	6,601円
10人～99人	6,419円	6,428円

(7) 市民活動

婦人の組織状況

戦前における婦人の組織には、大まかにいつて二つのながれがあり、愛国婦人会や大日本国防婦人会のように、明治以後の国の政策である富国強兵に協力するために上から市町村単位に組織化されたものと、基督教婦人矯風会や、婦選獲得同盟、日本キリスト教女子青年会、友の会などのように、自主的な立場から社会の浄化や、婦人参政権獲得や、婦人の救済の向上、家庭生活の合理化などを目的として、有識者の婦人を対象とした婦人団体とがある。後者に属する婦人の組織は、見えざる時局の重圧によつて、昭和15年に婦選獲得同盟が解散したのをはじめ、ほとんど自然消滅し、さらに、昭和16年に出された「婦人団体統合に関する要綱」にもとづいて、17年には、愛国婦人会、大日本連合婦人会、大日本国防婦人会は、「大日本婦人会」に統合され、婦人団体は戦争に協力させられるようになった。

終戦後、日本の民主化政策にもなつて婦人の公民としての資質を向上するために、20年10月に文部省は、「婦人救済施設の育成強化に関する件」について地方長官宛に通達し、それ以後、民主的な婦人団体の育成につとめてきた。22年から24年にかけて地方民部（進駐軍関係）は、婦人団体の結成をいっじろしく助成したので、急激に地方単位の婦人会が増加した。しかし、当時は、まだ「団体の自主性」とか「民主的手続き」などについて十分な理解がなされていなかったもので、「社会教育10年の歩み」（文部省）をみると、「新しい団体の役員が旧大日本婦人会の役員であつたことや、結成にあつて市長が指揮し指導した」というので、G.I.軍当事者（連合軍総司令部民間情報教育局）からも問題とされたこともあつたと書かれている。

昭和25における地域婦人団体会員数は、約620万人で、ひきつづき増加をとげ、35年には780万人（25年の26%増）に達した。一方、農業協同組合における婦人活動も28年ごろから次第に活発となり全国組織も結成され、会員数も増加し35年には、319万となり28年の1.4倍となつた。その結果、農村地区においては、地域婦人会員で農協婦人部に加入するものも少なくなく、末端における組織は複雑なものとなつた。

このほか、全国組織の大きなものとして、漁業協同組合員の主婦によつて組織されている団体や、米亡人団体などがある。

以上のように、何らかの基本的な生活条件を共通にする者によつて結成された婦人団体の

ほかに、既に述べたような戦前から存在していた婦人矯風会、有権者同盟（戦前の婦選獲得同盟）、日本キリスト教女子青年会、全国友の会などが、終戦直後に復活する一方、大学婦人協会、婦人民主クラブ、主婦連合会などそれぞれ特定の目的をもつた婦人団体も誕生した。これらの組織は、前述の地域婦人団体にくらべると、はるかに会員数が少なく、1,000人〜1,5,000人程度で、会員数には、ほとんど動きが見られないようである。

最近、急速に組織化が活発になつてきているものに、労組主婦会がある。これは、地域婦人団体などとは、目的および性格を異にするもので労働組合活動を側面的に援助することが目的の一つにあげられている労働組合員の主婦の組織である。24年以後ドッジラインにもなり企業の人員整理や、賃金運配のため労働者家庭の生計が窮乏したところ、従業員の主婦は、労働組合とともに組織的活動をすることによつて、窮乏をきりぬけようとし、これを奨励として主婦会を結成したものが少なくない。婦人少年局調査によると、25年には全国で73の主婦会が結成されており、会員数は約6万人で、職業別にみると、その大部分は鉱業である。その後、主婦会の活動は広範囲となり、各種の研究會や講習會なども行なうようになってきている。35年における主婦会々員数は35万人で、30年に対し2.6倍に増加している。

婦人団体の活動

婦人の組織的活動は、大きくわけると、日常活動と、その時々々の社会問題に、婦人の意見を組織的に政治に反映させるためのプレッシャーグループとしての活動とがあると言えよう。前者は、一般救済をたかめるための研究会、講習會の開催、レクリエーション、生活環境の整備、生活の合理化、社会福祉・保健衛生などについての日常的な活動であり、後者は、婦人の生活に関係のある立法行政や、消費経済の動向などに対して、組織的に婦人の意見を反映させるための活動である。前者は完全にきりはなされているものではなく、相互に関連があり、たとえば講習會などの学習活動によつて知的な訓練をされ、社会的な意識も高くなれば、婦人に関係のある行政や立法などについての関心もたかまり、場合によつては、陳情などを行なうことによつて解決をはかろうとする例も見られ、プレッシャーグループとしての機能に移行することにもなる。

終戦後数年間は、概要でも述べたが学習活動・レクリエーション・生活の合理化など日常活動がさかんで、プレッシャーグループとしての活動は、一般的には食糧や物価問題に限られていたといえよう。28年ごろからプレッシャーグループとしての婦人団体の

活動が社会的にも目につくようになってきた。その活動の範囲も終戦直後に比べると、はるかに広範囲にわたっており、食糧・物価問題以外に、婦人の生活に関係のある法律の制定・改廃、地方自治、社会福祉、平和の問題などについても運動を展開している。その活動状況を売春問題に例をとってみると、思想的な立場を越えて多くの婦人団体が「売春禁止法制定促進委員会」に結果して、国会への請願、行政官庁への働きかけ、世論の喚起等に活発な運動を展開し、売春防止法制定のために努力したが、法の制定に果たした婦人団体の役割は大きく評価されている。これは婦人団体が中心になつて行なつた大きな活動の事例であるが、このほか、青年団体・生活協同組合・社会福祉団体・労働組合などと提携して行動する例は少なくない。

このように婦人団体の活動は広範囲にわたっているが、すべての婦人団体が必ずしも同じ方向をむいて、行動をとともにしているとは言えない。たとえば、婦人団体の活動に関係のある「社会教育法の改正をめぐる活動」（34年）については、婦人団体の自主性を阻害するという立場から、14婦人団体は改正に反対するという声明書を文部省など関係方面に提出、陳情などしているが、このとき地域婦人団体の一部のものは、改正賛成の決議を行なっている。また、日米安全保障条約改正をめぐる動き（34年・35年）については、婦人団体は労働組合婦人部などとともに、抗議のための集会・大会などをさかんに開催しており、新安保条約の可決に対しては、多くの婦人団体が抗議のための声明書の発表や集会などを開いている（35年5月～6月）。しかし、安保反対運動に批判的な婦人層は、これを機会に志を同じくする婦人を結集して、新しく婦人団体を結成する機運をとり、「安保条約調印全権放逐の婦人の集り」（35年1月）を開催している。

ところで、職場に働く婦人の労働条件などを向上させるために、我が国の婦人団体はどのような態度でのぞんできているであろうか。

家庭婦人と労組婦人の提携の必要なことは、後戦直後から観念的には理解されており、たとえば24年4月に行なわれた「婦人の日大会」のスローガンの中にも「今だ、かたく結ぼう職場と家庭と」という例を見るが、具体的な活動としては目につくものがほとんどなかったといえよう。しかし、28年ごろから女教員の定年切下げや、共稼ぎ女教員への退職勧告や、民間企業における結婚退職の動向がみられるようになると、婦人団体も労働婦人とともに反対運動を行なう例を見るようになった。また、職場における共稼ぎ婦人の増

加にともなつて、乳児・保育施設の整備のために、労組婦人と地域の婦人団体が提携して行動する例もしばしば見られるようになってきた。

しかし、イギリスや、アメリカなどの婦人団体が、男女同一労働同一賃金や、最低賃金制の実施などに大きな役割を果たしたような事例は、まだ、我が国の婦人団体の活動では例をみない。この問題については、一般的に婦人団体は低調であるが、最近、一部の婦人は関心を示しはじめており、今後に期待されるところが少なくない。

ヘ その他組織的活動

戦後、婦人を対象とした官庁・民間団体などの集会・大会もさかんに行なわれるようになり、これに参加する婦人も年々増加する傾向を見せている。たとえば、24年4月に労働省婦人少年局の主唱で始められた婦人週間は、婦人の参政権行使を記念して行なわれる婦人の地位向上のための運動であるが、この週間には全国的に官公庁や婦人団体・その他の民間団体の主催・共催による集会、大会が開催され、組織に全く加入していない婦人も多数参加している。民間の婦人の集会のなかで、多数の婦人が参加するものに母親大会がある。これは30年6月に世界母親大会に派遣する代表を選ぶために、はじめて「日本母親大会」が開催され、2000余名の婦人が参加し、それ以後ひきつづき毎年開催され参加者も年をおつて増加しており、話しあいも広範囲にわたり、発言も活発に行なわれている。その他、「新生活と貯蓄」についての婦人大会（新生活運動協会主催）、「全国台所会議」（栄養改善普及会）などが、30年ごろから毎年1回開催され、多くの婦人が参加している。

また、戦前に比べると、30年ごろから婦人の国際的交流もさかんになつてきている。我が国から婦人問題などの国際会議に婦人の代表が出席するばかりでなく、海外視察、学習のために、個人としてあるいはグループとして婦人が諸外国を訪問する例もしだいに増加してきている。一方、諸外国からの婦人問題研究家や、婦人の大学教授・婦人団体役員・政治家などの来訪も増加しており、我が国の婦人団体役員、婦人の行政官、その他婦人の有識者などとの婦人問題に関する意見交換もさかんに行なわれるようになってきている。

(8) 家庭生活の動向

イ 小家族の増加と家族関係の変化

出生率は昭和25年ごろから低下しはじめ、30年以後は人口千に対し20以下となり、イギリス、フランス、スウェーデンなどの国の出生率に近づいてきている。その結果、一夫婦の一生に於ける平均出生児数は人口問題研究所の調査によると、2.9人(32年)となり、戦前の5.2人に対し、いちじるしい減少を示している。出生率の低下は、世帯員数にも影響しており、5年ごとに行なわれる国勢調査によれば、わが国の平均世帯規模は、戦前・戦後を通じては4.9～5.0人のあいだにあつたが、35年には、4.56人と大きく減少している。また、35年の国勢調査ではじめて、世帯の家族構成が集計されたが、その結果によると、夫婦と子供からなる世帯、すなわち二世帯世帯が多く、総世帯数の57%を占め、これについて、親・子・孫の三世帯世帯が25%となつている。

このように二世帯世帯が増加したことは、我が国の産業構造が変化し、第二次・第三次産業の発展にともなつて、農家世帯の占める割合が減少し、その反面に、賃金・俸給などで生計を立てる勤労者世帯などが増加してきたこともその要因になつている。つまり、一般的にいつて、勤労者世帯は夫婦・子供からなる二世帯世帯が多いが、農家は親・子・孫の三世帯世帯が多い。参考までに35年の厚生行政基礎調査によつて、三世帯世帯の占める割合をみると、農家では69%であるが、勤労者世帯では25%にすぎない。

このように、夫婦・子供からなる世帯、いわゆる近代型といわれる小家族の増加の傾向や、社会の変革にともなう社会意識の変化も影響して、家族の人間関係も変つてきているようである。

前項で述べた戦後の婦人団体などの組織的活動は、家庭における婦人の民主化にも役立ち、主婦の発言力を次第に強くさせた。また、最近では主婦の地位について、新たに社会的な評価を行なおうとする動きも見られる。すなわち、戦前においては、妻は夫に扶養されるものとされ、家事・育児などを行なうのは女のつとめという意識が一般的であつたが、30年ごろから、主婦の家事労働の評価をめぐつて有識者のあいだで論争が行なわれるようになり、一般の主婦などもこの論争に関心をもつものが少なくない。この家事労働の評価については、さまざまな見解があるが、主婦が家事・育児や、家庭管理を行なつているために、夫は心おきなく勤労にいそしめるのであるという点については、多くの人の輿論のないところのようである。このようなうごきにもなつて、従来の「夫の被扶養者」という見解は少しづつ是正

されてきているように見える。所得税法において「配偶者控除」が新設されたことについては、前章でふれたとおりであるが、この新設に際しては、以上のような主婦の家事労働をめぐつての社会意識の変化が一つの前提となつているように見られるのである。

このように、一般的にいつて、戦前にくらべれば家庭が民主的に運営されるようになってきているが、その反面社会の変革にともなう新しい問題も発生しており、たとえば不安を感じている主婦も少なくないようである。戦前には、老後は子供に頼つて一般的傾向であつたが、小家族の増加や、家族制度の廃止などの社会の変革に、老後の生活は子供に頼れないという風潮をつよくしてきている。

第10表 老後の生活に子供を頼りにしているか

- (1) 頼りにしている
- (2) 全然頼らず暮す
- (3) 頼りたいができそうもない。その他の条件付きの返答
- (4) その他

	総 数	(1)	(2)	(3)	(4)
	%	%	%	%	%
第1回(昭和25年)	100	54.8	21.3	3.9	20.2
第2回(" 27年)	100	51.0	19.3	8.1	21.6
第3回(" 30年)	100	45.0	22.0	8.5	24.5
第4回(" 32年)	100	43.5	24.7	8.4	23.4
第5回(" 34年)	100	39.4	27.7	7.8	25.1
第6回(" 36年)	100	35.1	27.6	6.0	31.3
第 6 回					
夫	100	31.8	31.8	6.4	30.0
妻	100	38.0	23.8	5.6	32.6

資料出所、「産児調節に関する世論調査」毎日新聞社人口問題調査会

事実、毎日新聞人口問題調査会の調査によれば、第10表に見るように、子供を頼りにしているものは年々減少の傾向を示している(25年55%、36年35%)。

このような老後の不安は、一部の高年齢婦人に戦前の家族制度への郷愁を感じさせているようである。たとえば、「家族制度についての世論調査」内閣審議院(32年2月)によれば、戦前の戸主制を肯定するものが30%あるが、年齢が高くなるほど肯定するものが多く

しかも、男子よりも婦人にいくぶん多いことが注目される。

また、最近婦人の財産などについての意識にも変化がみられるようになった。従来、我が国の主婦は家計のやりくりしながら生活するのがせいじつばいで、いわゆる「そくろ」をふきそうという程度の考えがあつたが、自分の財産をもつという意識は少なかつた。しかし、最近、主婦名義の貯金や投資信託などが目につくようになり、主婦も自分の財産をもつという意識が芽生えてきている。新民法では、婦人にも親の遺産を相続する権利を規定したことが、婦人の財産についての意識にも影響を与えたように見えるが、また、民法の規定と現実の国民の意識とはかなりの開きがみられる。たとえば、民法は親の扶養については「諸子均分制」となっているのに対し、前掲「家族制度についての世論調査」をみると、「嫁にいつた娘は実家の親の生活費の負担を免除するのが当然と思つているもの」が多く（80%）、その反面、相続については嫁入り費用との関連もあつてか、嫁にいつた娘には親の遺産を分ける必要はないと思つているものが62%を占めており、このような傾向は、とくに、農家に多くなっている。

戦後、全般的にみて、家庭における婦人の地位は向上してきているが、既に述べたとおり社会の変動にともなつて新しい問題も発生しており、とくに、老後の問題にとつては、社会保障制度の確立と関係があろうが、経済上の問題とともに、その生活態度などについて婦人自身にもよりよい解決への努力が期待される。また、婦人が財産をもつことは、自主性のある生活を行うためにも必要なばかりでなく、不幸にして、夫と死・離別した場合に役立つことが少なくない。民主的な家庭運営を行ないながら、婦人の財産権を確立することが今後の家庭における婦人問題の課題の一つとみられるのである。

(注)
東京証券業会（34年4月）が関東地方を中心に実施した調査によれば投資信託の職業別をみると、投資信託投資者の23%は主婦で、俸給生活者（26%）のつぎに多くなつてゐる。

消費生活の向上と主婦の余暇時間

最近「消費革命」という言葉が一般に使われるようになってきたが、我が国の消費生活の内容は戦前には予想もできなかったほど変わつてきている。かえりみると、終戦直後には都市居住者の多くは、収入が少しでもふえれば、その増加分をヤミ米の購入にあてるといふように、まず、食生活の充実をはかつた。食生活がいくぶん安定してきた25年ごろになると、戦時中、あるいは、戦後消耗した衣料などの補充のために、収入の増加分の多くは衣料費に

ふりあてられた。

33年の国民生活白書で「戦後ではない」と述べているが、32年には消費水準は戦前を上回り、電気洗濯機、テレビ、などの耐久消費財購入のための費用の増加が目につくようになってきた。最近では、住宅についての支出または住宅購入を目的とした貯金、あるいは行楽、スポーツなどの娯楽費や、外食費の増加が目されるようになり生活様式が洋風化し、家庭生活が近代化する傾向が目立つてきた。

このような家庭生活の洋風化・近代化の傾向は、高額所得者層ほどいちじるしく、所得階層によつて格差がみられるし、都市と農村でも開きがあることが指摘されている。

第11表 耐久消費財の普及状況

	都 市	農 家
	%	%
和ダンス・整理ダンス	97.2	95.7
洋服ダンス	63.9	45.5
ミシン	74.1	60.1
電気洗濯機	50.2	14.5
電気ガマ	41.8	14.2
電気冷蔵庫	17.2	2.5
カメラ	49.2	18.0
テレビ	62.5	28.5
電気蓄音機	18.8	4.8

資料出所 経済企画庁調査局「消費者動向予測調査」36年2月

このような生活の変化にともなつて、家事労働節約のための商品の購入がふえており、すなわち、食生活では、缶詰類、ハムなどの加工食品、いわゆるインスタント食品、外食の増加などがあげられる。衣生活では、既製服の購入が増大しており、耐久消費財の面では、電気洗濯機、掃除機、電気ガマ、冷蔵庫などがこれに該当する。

一方、ガス、水道など家庭生活についての諸設備の社会化や、幼稚園・保育所などの施設の普及による主婦の家事労働の軽減があげられる。たとえば、水道は戦前の最高時（昭和13年ごろ）においても20%の普及率であつたが、36年3月末厚生省調べによれば51%となつてゐる。保育関係施設についてみると、幼稚園は35年（全国7,144）は24年に

対し4倍弱に増加しており、この利用幼児数は約74万人(35年)で、24年の3.3倍に増加している。保育所数は全国10,268(35年)で23年の6.8倍に増加し、この利用幼児数は約67万人(35年)で、23年の4.8倍となっている。このような保育関係施設の増加は、我が国の出生率が25年ごろから急激に低下しはじめ、たとえば、34年の出生児数は、25年の70%に減少している事実と対比すると、この種の施設を利用する家庭がいちじるしく増加していると言えるであろう。

以上述べたような家庭生活の合理化・社会化の傾向は、前述の家族規模縮小の傾向とあいまって、家事労働を軽減し、家事作業時間を短縮させることに役立った。このことは労働省婦人少年局調査(主婦の自由時間に関する意識調査・34・2月)にもあらわれており、数年前にくらべて家事労働が楽になったと答えている主婦は64%であり、この中で、大部分のものは時間の点でも余裕ができたと答えている。

主婦の余暇時間の増加は、教養を高める時間を増加させたばかりでなく、テレビなどの普及とあいまって、家庭内における家族のだんらんや娯楽の機会を多くふやし、家族づれのハイキング、小旅行なども普及させたと思われる。また、この影響は、婦人団体活動や、婦人の小グループ活動が活発になつてきたことや、社会問題、消費問題などについて、新聞やラジオに投書する婦人が増加したことにもあらわれていると見られよう。

その反面、増加した余暇時間を収入のある仕事につかいたいと希望する主婦が少なくないことが注目される。前掲婦人少年局調査によれば、主婦の余暇時間はどのように使うのがよいと思うかとの質問に対して、「収入のある仕事をする」とがよいと答えているもの(14%)は、最も回答者の多かった読書、新聞よみ(15%)のつぎに多くなっている。これについては、消費水準の向上にともなつて、生活費が増加したため、たとえば、家賃あるいは、子供の学費の増立などは、主婦の内職によつて補いたいという要望があることも一つの理由とみられる。このような傾向は内職についての従来の観念を是正し、その従事者層も変化させた。戦前においては、内職は失業者・無職者などいわゆる低所得階層の生計補助手段とされていたが、最近では、都市サラリーマン階層で内職をしているものの増加が目につくようになつてきた。たとえば、大阪府における家庭内職従事状況調査報告(31年7月~8月)をみると、内職をしているものは主婦が多く、内職世帯の31%はサラリーマン世帯で、工場労働者(40%)のつぎに多くなっている。この調査で内職をする理由をみると「暇があるため」と答えているものが30%で、世帯収入・生活費不足(51%)のために内職を

していると答えているもののつぎに多い。参考までに戦前(昭和14年)に大阪市が行なつた内職調査とこの調査(31年)とくらべると、内職世帯におけるサラリーマン家庭の占める割合の増加がいちじるしいことが目につく(14年8%、31年40%)。

以上にみるように、最近家庭における消費水準は向上し、主婦の余暇時間が増大し、主婦の教養向上、レクリエーションや家族のだんらんなどの時間が増加しているが、なお今後の改善に期待する問題も少なくない。たとえば消費水準が向上したといつても、テレビなどの耐久消費財の急激な普及に対し、住居の貧しさが目につくなど、生活におけるアンバランスが社会的にも注目されている。また、家族のだんらんや小旅行などが行なわれるようになったといつても、このようなことを全く行なえない家庭も少なくないのである。このような家庭生活におけるアンバランスを検討し、それぞれの消費生活を、真に家庭の機能を充実させるような合理的なものとし、家庭および地域社会の文化・福祉のにない手になることが、今後の婦人に期待される役割の一つと言えよう。

9) そ の 他

戦後は前章でも述べたように、社会保障制度関係の法律が整備されてきたので、それによつて、現実の施設もとのえられ、戦前にくらべれば、婦人の福祉は増進してきている。たとえば、母子世帯に対しては、生活保護法などの公的扶助や、母子福祉資金の貸付制度等が実施されて、戦前にくらべれば、母子世帯の生活に明るさを増したと言えよう。

一方、公衆衛生についてみると、保健所による母子保健についての活動(家族計画・妊産婦の保健指導・乳幼児の健康相談など)は戦前よりもはるかに普及しており、婦人の家族計画・育児などの知識をたかめるのに役だつた。

婦人問題のなかでも、特殊問題とされている売春問題は、売春防止法の施行によつて、取りしまるばかりでなく、売春婦のための保護施設や補導施設が設置され、国家、地方公共団体が売春婦の更生のための施策を行なうようになつてきている。

しかし、これらの事項については今後の改善によつ問題も少なくない。母子世帯についてみると、中・高年婦人の雇用機会が狭く、社会保障が整備されてきているとはいえ、まだ、不備な点が少なくなく、その生活は容易ではない。また、家族計画が普及したといつても、人工妊娠中絶をする婦人が多いことが憂慮されている。売春問題については、売春防止法の制定にもなつて、新しい形態による売春問題も発生しており、今後の検討をまつことが少なくない。

なお、これらの事項については、各論において、詳細に述べることにする。

婦人の地位の推移

(婦人の現状一総説一)

昭和37年4月5日印刷

昭和37年4月10日発行

発行者 東京都千代田区大手町1-7番地
労働省婦人少年局

印刷所 東京都港区芝三四四国町2-17号
有限会社 桜井広済堂